

# 今村研究室・改革試案

——室長を退任するに当って——

専修大学法科大学院教授 石村 修

1. 本年7月の総会にて矢澤新室長が誕生したことをもって、私の室長としての役割は終わることとなった。2001年度より2期、4年間の任期を終えての感想を依頼されたので、この雑文を認めることにした。まずもって私の任期を支えていただいた室員の皆様への御礼の言葉を述べさせて頂きたい。また、運営委員各位、とくに、田高寛貴（現在、名古屋大学）、川地宏行、岡田好史氏の歴代事務局長には、実務のほとんどをお願いし、私の職務を実質的に支えていただいたことに感謝を申し上げなければならない。さらに、実際の事務作業に当られることになった、米山佳代子さんにはわれわれの事務の雑用を一手に引き受けていただけることとなり、おかげ様でわれわれは事務作業からやっと解放されることができた。

2. この4年間、私が心がけたのは、これまでの室長が作り上げてきた研究室の路線（仕事）をできるだけ継続することであり、さらに余裕があれば、なにか新しい企画を実行したいということであった。前者の仕事として最も重要なのは、「今村訴訟記録」の刊行があり、任期中『大逆事件』という大事件をまとめ、次の『虎の門事件』へと進めることができた。この大逆事件の最終巻では、栄沢教授にご専門の立場から、適切な解説をいただけたことが有難かった。他方で、後者の仕事として、今村先生を一層に紹介することに心がけた。「ニュース専修」の特集記事「情熱の大学人・今村力三郎」（380号）及び「今村力三郎とその時代」（専大校友会・アドニス32号）として書かせていただいた内容がそれである。そして、2004年10月14～20日にかけて、「今村力三郎・没後50年—法学教育の開明期とその発展—」と題する、展示会と講演会を行なうことができた。これも報告者（辻達也氏、大谷正氏）および大学史資料課と図書館の献身的な協力無しではできなかった企画であった。最後まで飾り付けに奮闘されていた皆さんの姿は、忘れがたい思い出となっている。

3. 任期中に、合計4回、「自己点検・報告書」に執筆する機会があり、その機会毎に研究室の現実の姿を考えることとなった。私自身学内の他の研究所での運営委員を兼務し、所属する学会の事務局長を続けていた時期であったこともあり、研究組織のあり方を否が応でも、私自身の中でも自己点検せねばならなかった。いかに任意所属の組織体であったとしても、組織を運営することの問題点を痛感させられてきたことになる。そこで以下では、あくまでも私見としての今村法律研究室の今後のあり様を思うが儘に記させていただくことにした。貴重な紙面なので出来るだけ要点を絞った形で述べさせていただく。

4. 大げさにいえば今村法律研究室は、今、転機にある。その原因の一つは、2004年春から専修大学でも開設された「法科大学院」にある。これによって、少なくとも法律研究室という名を冠している限りで、当研究室のあり方が大きく変わることが予測される場所である。しばらくは既存の司法試験が残るものの、数年後は法科大学院が本格的な法曹養成の主役になることははっきりしている。つまり数年後は、法科大学院出身の法曹が主役を占める時代となり、法曹界の雰囲気も変わっていくことになるであろう。そこで、専修大学法科大学院を卒業した者で法曹になったものは、全員が今村研究室の室員となる（なってくれる）のであろうか、という疑問がでてくる。その資格の問題について、今後検討することになるであろうが、いずれにせよ、室員がこれまで以上に増大していくことが予測される。現在でも全国に散らばっている室員を把握することは難しく、室員の帰属意識を高めるための努力はさらに事務局に課せられた課題となろう。

問題は、同時に研究所間のあり方を再検討しなければならないことへと発展することになる。唯一、法学部には二つの研究所がある。専任の教員のほとんどは両者の研究所に所属することになるが、二つ存在するが故に、最近とくにその所属意識が低下傾向にあることが気になっている。このことは同時に、研究所の研究機関としての活動の低下となってきているのではないだろうか。研究会や講演会を開催しても、その参加者は残念ながら多くはない。さらに、室員の多くは専修大学出身の法曹者からなる、「専修大学法曹会」にも所属しており——現に私はその全てに所属している——、この三つの総会と研究会に全て出席するだけで大変である。このことは、学内だけで法学部と法科大学院そして大学院法学研究科と三つの組織と関

係しなければならぬ私の立場と似ている。

そこで一番ありがたいのは、組織的に整理していただけないかということであり、最もあり得るのは、今村研究室が研究所として一方では法学研究所と一つになり、法曹養成機関としては法曹会と一つになる可能性を考えたい。組織を再編することは、行政改革を経ていろいろな教訓を残してはいるが、同じ学内のことであるが故に、この組織改変は実行の意思さえあれば可能なことであると思われる。私が専修大学に入職したころは、法学部内に二つ研究所があることの必要性は強かったような記憶をもっているが、今はそんな時代ではなさそうである。二つが一つになれば、事務局や運営委員会も一つですむわけで、負担は確実に少なくなる。問題は名称をどのように残すかであり、予算の問題は法人側との交渉によることとなる。最も負担が多かった「訴訟記録」の刊行については、専修大学出版局から出すことによって、一昔前からは考えられないようなくらいわれわれの負担は軽減されている（昔は若手教員が手分けして校正までやっていた）。他方で、司法試験対策については、どのように行なうべきかという点から再検討しなければならない。この点は、法学部司法試験対策委員会、そして法曹会とも話し合わなければならない。もっとも気になる「今村先生の業績を顕彰する」啓蒙活動は、法学研究所内の仕事としても可能なように思われる。

ここまで書くと昔を知っている人からはしかられそうな内容の提案をしていることは覚悟の上で、改革の一つの方向性を書いてみた。また、法科大学院の卒業生をいかに組織するかは、「専修大学法曹会」が今後考えてくれそうな気がする。研究組織の本来の活動である「研究活動をいかにしたら活発にできるか」という気持ちをもってこの一文をまとめさせていただいたので、悪意は何もないつもりである。改革は別の形で行なうこともできるかもしれない。問題の一つの提起という形で受け取っていただけたら、幸いである。